

○ 保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金の積立基準）</p> <p>第二条の二 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第六十九条第六項第一号の二、第七十条第五項第一号、第五百十条第六項第一号の二及び第五百五十一条第五項第一号に掲げる危険準備金（以下「危険準備金Ⅳ」という。）は、生命保険会社にあつては、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に掲げる額の合計額以上を積み立てるものとし、損害保険会社にあつては、次の第一号に掲げる額を積み立てるものとする。</p> <p>一 ストレステスト（別表第一のストレステストをいう。第四条の二及び第六条において同じ。）の対象とするリスク 第四条の二第一号において得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立残高の額を控除して得た額（負値となる場合は零とする。）</p> <p>〔二〇五 略〕</p> <p>（予定利率リスクに備える危険準備金の積立基準）</p>	<p>（第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金の積立基準）</p> <p>第二条の二 〔同上〕</p> <p>一 ストレステスト（別表のストレステストをいう。第四条の二及び第六条において同じ。）の対象とするリスク 第四条の二第一号において得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立残高の額を控除して得た額（負値となる場合は零とする。）</p> <p>〔二〇五 同上〕</p> <p>（予定利率リスクに備える危険準備金の積立基準）</p>

第三条 規則第六十九条第六項第二号、第七十条第五項第二号、第五百十条第六項第二号及び第五百十一条第五項第二号に掲げる危険準備金（以下「危険準備金Ⅱ」という。）は、予定利率リスク相当額の増加額及び利差益に百分の五を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

2 前項に規定する「予定利率リスク相当額」とは、責任準備金の予定利率ごとに、当該予定利率を別表第二に掲げる予定利率の区分により区分し、それに当該区分のリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じた額の合計額をいう。

（危険準備金Ⅳの積立限度）

第四条の二 危険準備金Ⅳの積立ては、生命保険会社にあつては、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に掲げる額の合計額を限度とし、損害保険会社にあつては、次の第一号に掲げる額を限度とする。

- 一 ストレステストの対象とするリスク 原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに別表第一の表に掲げる区分に基づき算出した額

〔二〇五 略〕

（危険準備金Ⅱの積立限度）

第五条 危険準備金Ⅱの積立ては、予定利率リスク相当額及び責任

第三条 規則第六十九条第六項第二号、第七十条第五項第二号、第五百十条第六項第二号及び第五百十一条第五項第二号に掲げる危険準備金（以下「危険準備金Ⅱ」という。）は、規則第八十七条第二号又は第六十二条第二号に掲げる額の増加額及び利差益に百分の五を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。
〔項を加える。〕

（危険準備金Ⅳの積立限度）

第四条の二 「同上」

- 一 ストレステストの対象とするリスク 原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに別表の表に掲げる区分に基づき算出した額

〔二〇五 同上〕

（危険準備金Ⅱの積立限度）

第五条 危険準備金Ⅱの積立ては、規則第八十七条第二号又は第百

準備金の金額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

別表第一 [略]

別表第二

1. 生命保険会社の場合 (ただし、III. の場合を除く。)

予定利率の区分	リスク係数
0.0%以下の部分	0.0
0.0%を超え、1.0%以下の部分	0.01
1.0%を超え、1.5%以下の部分	0.2
1.5%を超え、2.0%以下の部分	0.8
2.0%を超える部分	1.0

II. 損害保険会社の場合 (ただし、III. の場合を除く。)

予定利率の区分	リスク係数
0.0%以下の部分	0.0
0.0%を超え、0.5%以下の部分	0.4
0.5%を超え、1.5%以下の部分	0.6
1.5%を超え、2.5%以下の部分	0.8
2.5%を超え、3.0%以下の部分	0.9
3.0%を超える部分	1.0

III. 外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約の場合 (ただし、規則第六十六条第二項の規定を適用する対象資産に対応する保険契約に限る。)

六十二条第二号に掲げる額及び責任準備金の金額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

別表 [同上]

[別表を加える。]

予定利率の区分	リスク係数
0.0%以下の部分	0.0
0.0%を超え、3.0%以下の部分	0.01
3.0%を超え、3.5%以下の部分	0.1
3.5%を超え、4.0%以下の部分	0.3
4.0%を超え、4.5%以下の部分	0.7
4.5%を超える部分	1.0

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件（以下「新告示」という。）第三条の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る新告示第三条第一項に規定する増加額については、新告示別表第二に基づき算出した当該事業年度に係る予定利率リスク相当額から、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の前測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（令和 年金融庁告示第 号）附則第二条第一号の規定による廃止前の保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の前測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）別表第六に基づき算出した当該事業年度の前事業年度に係る予定利率リスクに対応する額を控除した額とすることができる。

（保険業法施行規則第六十九条第七項、第七十条第六項、第二百五十条第七項及び第二百五十一条の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準の特例を定める件の廃止）

3 保険業法施行規則第六十九条第七項、第七十条第六項、第二百五十条第七項及び第二百五十一条の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準の特例を定める件（平成二十二年金融庁告示第四十七号）は、廃止する。